

令和4年第1回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

令和4年第1回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和4年2月21日（月）午後4時00分～午後5時58分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階 ゆめっくるホール

3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史

4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
参 事	春 山 顕 一
主 幹	森 田 康 弘
主 査	川 嶋 智
アドバイザー	元 木 和 芳

5. 議 事

議案第2号	令和3年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について
議案第3号	令和4年度沼田町教育行政執行方針（案）について
議案第4号	沼田町青少年スポーツ文化振興基金条例の一部を改正する条例について
議案第5号	沼田町営高穂スキー場設置条例の一部を改正する条例について
議案第6号	沼田町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則について
議案第7号	沼田町青少年スポーツ文化振興に関する助成規則の一部を改正する規則について
議案第8号	沼田町就学援助事務取扱要領の改正について
議案第9号	令和4年度沼田町一般会計教育費予算（案）について
議案第10号	沼田学園における教職員の妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の改正について

議案第11号	令和4年度要保護・準要保護児童生徒の決定について
議案第12号	沼田学園卒業式の告辞文（案）について
議案第13号	沼田町いじめ防止基本方針の改正について
議案第14号	沼田町教育委員会委員の辞職の同意について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

○教育長

ただ今から、令和4年 第1回 沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを、議題といたします。課長より説明をお願いします。

○三浦課長

前会会議録について、その概要を説明いたします。

令和4年1月27日に召集されました令和4年第1回教育委員会臨時会は、全委員に出席いただき、職員は6人が出席いたしました。

教育長の報告としまして、沼田町内における新型コロナウイルスの感染状況と、児童・生徒における感染状況と学校の対応について報告させていただき、その後、議案1件についてご審議頂きました。議案の内容といたしましては、議案第1号、令和3年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）については、教職員住宅の修繕、新年度の特別支援学級の増設に伴う改修費及び備品購入費、中学校のジェットヒーター故障に伴う備品購入費等についてご審議いただき、ご承認いただいております。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認いただきますよろしく願いいたします。

○教育長

前会会議録の説明が終わりました。ご質問ございますか。

(なしの声あり)

○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。前会の会議録は、承認することによるでしょうか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議題の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

まず、コロナウイルス感染症についてであります。2月20日までのまん延防止対策も、感染者数の高止まりにより、延長がかかりましたが、本町においては、2月上旬に

感染者が出てからは、落ち着いており、認定こども園や、学校においても、感染対策を取りながら、運営されております。3回目のワクチン接種については、先週から高齢者を優先して開始しており、徐々に接種者も増えていくものと思われますので、今後も感染予防を取りながらの生活となると思いますが、お互い気を付けていただきたいと思います。

次に、教員人事についてであります。管理職人事がほぼ固まり、一般教員の人事協議が最終の段階になっております。教職員の人数については、加配の配置がまだ決まっておりませんので、増減については何とも言えませんが、ここ数年厳しい状況が続いております。中学校においては、特別支援教室の生徒が減ることにより、2名の教員の減が確定しておりますので、教員数は減員となります。

小学校の特別支援学級及び通級予定者が増える予想であり、現在の支援教室の面積では足りませんので、1階のプレイルーム及び2階の教材室を一部改修して、児童の支援室とすることにしています。

次に、沼田中学校の高校受験出願状況についてであります。中学3年生、18名全員が進学希望であります。後程、詳しい出願状況を報告いたします。

次に、新年度予算につきましては、一般会計総額56億7千万円となっており、大型予算となっております。教育費予算の詳細については、後程説明いたします。

以上、教育長の報告といたします。報告の中で、何かご質問等はございますか。

(なしの声あり)

○教育長

なければ、4番の議題に入ります。

ここで、お諮りいたします。議案第2号から、議案第11号まで、個人情報に関する案件及び、議会定例会の議案提出前のため、公表を避けなければならない案件でありますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第2号から議案第11号までを秘密会とすることに決定いたしました。

これより秘密会といたします。

議案第 2 号	令和 3 年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）について	原案可決
議案第 3 号	令和 4 年度沼田町教育行政執行方針（案）について	原案可決
議案第 4 号	沼田町青少年スポーツ文化振興基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 5 号	沼田町営高穂スキー場設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 6 号	沼田町立学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第 7 号	沼田町青少年スポーツ文化振興に関する助成規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第 8 号	沼田町就学援助事務取扱要領の改正について	原案可決
議案第 9 号	令和 4 年度沼田町一般会計教育費予算（案）について	原案可決
議案第 10 号	沼田学園における教職員の妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針の改正について	原案可決
議案第 11 号	令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒の決定について	原案可決

○教育長

ここで秘密会を解きます。

次に、議案第 1 2 号、沼田学園卒業式の告辞文（案）についてを議題としたします。説明をお願いします。

○三浦課長

議案第 1 2 号、沼田学園卒業式の告辞文（案）について、沼田学園卒業式の告辞文（案）を別紙のとおり提出する。令和 4 年 2 月 2 1 日提出、教育長名でございます。大変申し訳ございませんが本日お配りさせていただきました、教育委員会の告辞の方をご覧いただきたいと思います。1 枚目が 3 月 1 2 日に举行されます中学校の文、2 枚目が 3 月 1 8 日に行われます小学校の卒業式に向けての告辞文（案）となっております。本日ここでの朗読は省略させていただきたいと思いますが、お目通しいただきまして、気になる点等ございましたら言っていただければと思います。今日お配りして大変申し訳ないですが、以上提案とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

中々、教育委員さんに出席をしていただくことができず心苦しい思いでありますけれども、ご理解を頂きたいと思えます。

また、今年も町長と教育委員会につきましても文章で提出する中で進めさせていただいている状況であります。

(なしの声あり)

○教育長

議案第12号、沼田学園卒業式の告辞文(案)については、提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第12号は、提案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号、沼田町いじめ防止基本方針の改正についてを議題といたします。説明をお願いします。

○三浦課長

議案第13号、沼田町いじめ防止基本方針の改正について。沼田町いじめ防止基本方針を次のとおり改正する。令和4年2月21日提出、教育長名でございます。

提案理由を申し上げます。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年に策定した本方針を見直すものでございます。

お手元の方に沼田町いじめ防止基本方針、平成26年11月とさせていただきまして、令和4年2月改定ということでお配りさせていただいております、それと合わせましてカラーで印刷されていますペーパーをご覧いただきたいと思えます。以前、26年のものと比較すると見比べるのも難しいということもございまして、改正したところを整理させていただいているところでございます。

まず初めに、いじめ防止基本方針の流れを記載させていただいております。国、道の改定が、道におきましては平成30年2月に改訂されていましたが、沼田町におきましてこれを反映した基本方針の改定がされてなかったということで、この点につきましてまずお詫び申し上げます。今回この部分につきまして、道の30年2月の改定に準じた形で内容を見直しさせていただいております。主な改定の内容といたしましては、その1からその7までございますが、いじめの定義を明確化したこと、ここが改訂となつてございまして、次にその2、いじめの解消の判断基準を新たに示したことの改定をさせていただいております。

ます。この部分が頁11から12に記載があるところでございます。次にその3でございますが、特に配慮の必要な児童生徒に対する支援の必要性を示した、この改定につきましては7頁に記載されています。その4、いじめの防止に向けた児童生徒の自主的な活動の推進を示した、これについては6頁から7頁に記載させていただいています。その5、学校いじめ防止基本方針を定める意義やその内容を明確にしたこと、6ページに記載させていただいています。その6、児童生徒等の意見を取り入れた分かりやすい学校いじめ防止基本方針とすることを示した、これについては8頁から9頁に記載をさせていただいています。その7、組織的な対応を徹底するための体制づくりについて記載した、これについて9頁に記載させていただいています。以上のような改正を北海道いじめ防止基本方針の内容に準じた形で、沼田町はいじめ防止基本方針を改定させていただく内容となっております。

以上説明とさせていただきます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

冒頭、課長から話ありましたように改正が遅れてしまい申し訳ございませんでした。それでは、ご意見、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。

(なしの声あり)

○教育長

質問が無いようですので、議案第13号、沼田町いじめ防止基本方針の改正については、提案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議がないようですので、議案第13号は、提案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号、沼田町教育委員会委員の辞職の同意についてを議題といたします。説明をお願いします。

○三浦課長

議案第14号、沼田町教育委員会委員の辞職の同意について。小西克典氏が委員を辞職することについて同意する。令和4年2月21日提出、教育長名でございます。

提案理由といたしましては令和4年3月31日付で辞職の申し出が小西委員よりございましたので、これに係ります同意案件の審議となります。説明につきましては以上でござ

います。

○教育長

委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、ご審議願うものであります。

それでは、辞任願の提出にあたり、小西委員からご説明いただきたいと思います。

○小西委員

少しお時間を頂いて、説明というわけではないんですけども、皆さんご存じの方多いかとは存じますが、4月1日より奉職を一つ減らしたいなという思いもあり、新年度より責任のある立場になりまして、あまり奉職を沢山受け持つような立場ではなくなると言ことで、それを一身上の都合ということで3月31日をもって辞職させていただきたいと思ひ、お願いさせていただいているところです。皆様方の同意をよろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。これより審議に入ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6号により、自己の事件については参与できないと定められておりますので、小西委員は一時退席願います。

(小西委員退席)

○教育長

それでは、質疑、意見等が有りましたら、ご発言ください。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第14号 沼田町教育委員会委員の辞職の同意については、同意することに、ご異議ございませんか？

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第14号は同意することに決しました。

(小西委員入室)

○教育長

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は終了いたしました。これにて令和4年第1回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。